



医療トピックス

令和 6 年診療報酬改定
～賃上げ・基本料等の引上げ～



Dental



Medical

P1
P2

医療トピックス

医療機関等における
マイナ保険証利用促進のための支援策



Dental



Medical

P3

税務トピックス

令和 6 年税制改正 スタッフの定額減税について



Dental



Medical

P4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

歯科衛生士の紹介業者について（HANOWA）



Dental

P5

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

補助金・支援金を返還するケース



Dental



Medical

P6

労務トピックス

年収の壁・支援パッケージ
＜130 万円の壁編＞



Dental



Medical

P7

令和6年診療報酬改定 ～賃上げ・基本料等の引上げ～

令和6年度の診療報酬改定においては、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取り組みとして、ベースアップ評価料、初診再診料等の引上げなどの診療報酬が創設されました。そこで今回はその概要について解説いたします。

全体像

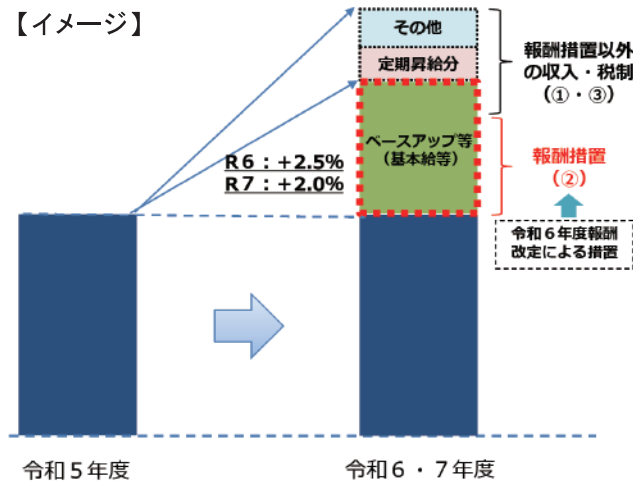
医療従事者の賃上げに必要な診療報酬として創設されたものは下記2つです。

①ベースアップ評価料

病院、診療所、歯科診療所等に勤務する看護職員、その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、**+0.61%**の改定

②初再診料や入院基本料等の引上げ

40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師、事務職員等の賃上げに資する措置として、**+0.28%**程度の改定



出典: 厚生労働省HP

※③は税務上の賃上げ税制の活用を指しています

準備・届出等

・施設基準の届出変更

期限: 6月3日(月)必着 ※管轄によって若干異なる可能性があります。

賃金の改善を図る体制につき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ます。

・賃金引上げに係る計画書及び報告書の提出

こちらも地方厚生局に提出します。**毎年6月に計画書、8月に報告書の提出**が必要です。

対象者・条件 ～抜粋～

- ベースアップ評価料Ⅰ**
- ・令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金の改善を実施しなければなりません。(役員報酬を除く、**定期昇給によるものを除く**)
 - ・対象職員は、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く)です。専ら事務作業を行う者は含まれません。
※40歳未満の勤務医や受付、事務職員等の職員の賃金を実績に含めるためには、対象職員の基本給等を令和5年度と比較して、令和6年度に2.5%以上、令和7年度に4.5%以上引き上げた場合
 - ・入院中以外の患者に初診、再診又は訪問診療を行った場合に、所定点数を算定できます。
 - ・1日につき1回算定できます。
- Ⅱ**
- ・ベースアップ評価料(Ⅱ)は、(Ⅰ)だけでは賃上げが不十分となる診療所への加算です。
※算定される点数と給与総額の対比や3ヶ月毎の算定等、要件が厳しくなります。

算定シミュレーションについて

ベースアップ評価料計算支援ツール(厚労省HP)を用いて、いくらの賃上げが可能かを試算し配分方法を検討しておく必要があります。

厚労省
ベースアップ
評価支援ツール



ベースアップ評価支援ツールの使い方

～算定の流れ～

- ① 対象職員の給与総額を入力します。 → ② 次に初診料等・再診料等の算定回数を入力します。

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	1,000,000円
2023年4月	1,000,000円

}

2024年1月	1,000,000円
2024年2月	1,000,000円

1月当たり給与総額	1,000,000円
-----------	------------

算定月	歯科 初診料等	歯科 再診料等	歯科訪問診療等 (同一建物以外)	歯科訪問診療等 (同一建物)
2023年12月	90回	810回		
2024年1月	80回	720回		
2024年2月	70回	630回		

1月当たり算定回数	80回	720回	0回	0回
-----------	-----	------	----	----

- ③ 賃金増率が1.2%に満たない歯科医院・クリニックについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱを算定できる可能性があります。
※算定不可の場合は次へ

算定不可

Step3へ進んでください。

Excelに結果が表示されます

- ④ ベースアップ評価料によるひと月あたりの収入合計、年間の収入合計が算出されます。

例A) 対象職員：歯科衛生士4名、一日あたり患者数(初診4人、再診36人)の場合

歯科の 場合	対象職員の給与額(賃上げ前)	一ヶ月の初診料等の 平均算定回数	一ヶ月の再診料等の 平均算定回数
	月100万円	80回	720回

ベースアップ評価による1月当たり収入合計 22,400円

ベースアップ評価による1年度当たり収入合計 268,800円

収入額で
対応可2%賃上げ後の給与額
月額 20,000円 / 年額 240,000円

例B) 対象職員：看護師4名、一日あたり患者数(初診20人、再診40人)の場合

内科の 場合	対象職員の給与額(賃上げ前)	一ヶ月の初診料等の 平均算定回数	一ヶ月の再診料等の 平均算定回数
	月150万円	400回	800回

ベースアップ評価による1月当たり収入合計 40,000円

ベースアップ評価による1年度当たり収入合計 480,000円

収入額で
対応可2%賃上げ後の給与額
月額 30,000円 / 年額 360,000円

まとめ

- 訪問診療の有無や初診料等の算定回数など様々な要因が絡みますので、歯科医院・クリニック毎に試算結果は異なります。
- 実際のベースアップ評価料による収入金額はその月の患者数により変動いたします。
- 措置法26条の適用を検討している歯科医院・クリニックは保険診療収入が増加する点に留意ください。

今回のベースアップ評価料に係る診療報酬増加分については、全額医療従事者の賃上げ部分にのみ充てられるものとなっており、施設基準の届出や計画書の作成・実績の報告等の煩雑な手続きを要しますので、適用を受ける場合には十分に検討いただく必要があります。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法により、現行の健康保険証の発行については、2024年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることになります。

しかしながら、2023年12月のマイナ保険証の利用率は**5.41%**となっており、いまだ定着していないのが現状です。

そこで、**マイナ保険証利用促進のための支援策**が発表されました。

対象者

2023年10月と比較して、2024年1月以降のマイナ保険証の利用率が**5%以上増加**した医療機関等を対象に、支援が実施されます。

※支援金の交付にあたり**医療機関等からの申請・実績報告などは不要**です。

※前半期・後半期に分けて集計され、**社会保険診療報酬支払基金より年に2回**支援金が交付されます。 前半期：2024年1月～5月 / 後半期：2024年6月～11月

支援金額の算出方法

前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023年10月の利用率を比較し、以下の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付されます。

※利用率の算出：10月の利用率の場合

2023年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023年10月診療分レセプト枚数

2023年10月の利用率からの増加量	前半期 (2024年1～5月) 支援単価	後半期 (2024年6～11月) 支援単価
5%以上	20円/件	—
10%以上	40円/件	40円/件
20%以上	60円/件	60円/件
30%以上	80円/件	80円/件
40%以上	100円/件	100円/件
50%以上	120円/件	120円/件

例) 月のレセプト枚数が300枚の医院の場合

	2023年 10月	前半期 (2024年1～5月)	後半期 (2024年6～11月)
マイナ保険証利用人数 (名寄せ処理前)	25人	300人	600人
マイナ保険証利用人数 (名寄せ処理後)	15人	225人	450人
請求分 レセプト枚数	300枚	1,500枚	1,800枚
マイナ保険証 平均利用率	5%	15% (10月からの 増加量:10%)	25% (10月からの 増加量:20%)
支援金額	—	12,000円 300人×40円	36,000円 600人×60円

例) 月のレセプト枚数が400枚の医院の場合

	2023年 10月	前半期 (2024年1～5月)	後半期 (2024年6～11月)
マイナ保険証利用人数 (名寄せ処理前)	30人	700人	1,200人
マイナ保険証利用人数 (名寄せ処理後)	20人	500人	1,080人
請求分 レセプト枚数	400枚	2,000枚	2,400枚
マイナ保険証 平均利用率	5%	25% (10月からの 増加量:20%)	45% (10月からの 増加量:40%)
支援金額	—	42,000円 700人×60円	120,000円 1,200人×100円

※現在、社会保険診療報酬支払基金より各医療機関等に対して、毎月のマイナ保険証の利用実績がメールにて通知されております。

※支援金額や支給方法は今後一部修正される可能性があります。

マイナ保険証利用促進のための支援金は、申請等は必要なく、マイナ保険証の利用率が2023年の10月から5%以上増加した歯科医院・クリニックは自動的に入金される仕組みになっております。

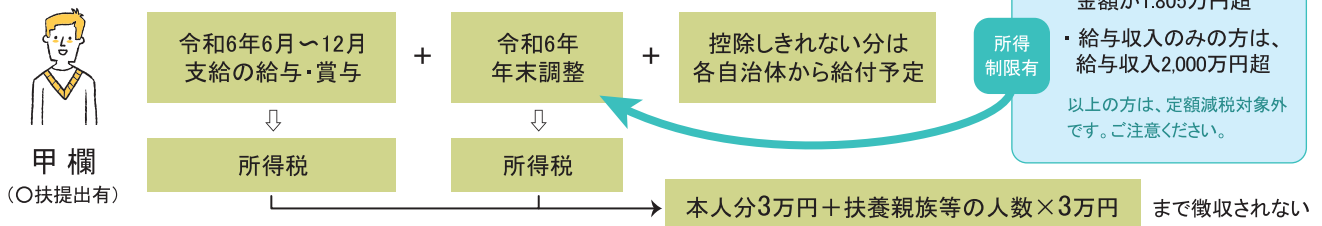
2024年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されますので、この機会にマイナ保険証利用促進を進めてみてはいかがでしょうか。

給与を受け取る歯科医院・クリニックのスタッフは、6月1日以降支給の給与・賞与で定額減税されます。そのため、支給分の給与計算は注意が必要です。

スタッフの定額減税(所得税)

甲欄で○扶を提出済みのスタッフが定額減税の対象となります。

6月以降支給される給与から、本来は源泉徴収されるはずの所得税がマイナスされることで減税となります。乙欄のドクター等は減税の対象外となります。



令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月 年末調整	特別控除 額合計
給与支給額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
(本来の源泉徴収税額) (定額減税特別控除)	8,240	8,240	8,240	8,240	8,240	8,240	8,240	▲30,000
減税後の源泉徴収税額 (毎月のイメージ)	0円	0円	0円	2,960円	8,240円	8,240円	年調整減税	

3万円まで毎月の所得税から減税していく(月次減税)

乙欄 (○扶提出無)

甲欄のクリニックで 計算してもらう

or

確定申告

スタッフに提出 してもらう書類

■ 令和6年1月1日～6月1日入社の方

令和6年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(以下、「○扶」といいます。)を **6月1日までに**弊法人へお送りください。

■ 令和5年に既に在籍の方で扶養関係に変更がある方

定額減税のための申告書を6月1日までに弊法人へお送りください。

■ 令和6年6月2日以降入社の方(今まで同様です。)

令和6年分の○扶を月次資料と一緒に弊法人へお送りください。

スタッフの定額減税(住民税)

特別徴収の対象者は6月分の住民税の徴収はありませんが、7月分からは通常通り徴収されます。誤って、6月分の住民税を徴収しないように注意してください。5月末頃に地方自治体から「特別徴収税額決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)」が送られてきますので、弊法人へお送りください。

令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	年税額
個人住民税 (特別徴収)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	144,000
定額減税 特別控除													▲10,000
減税後の 個人住民税 (特別徴収)	0	13,000	12,100	12,100	12,100	12,100	12,100	12,100	12,100	12,100	12,100	12,100	定額減税後 134,000

令和6年6月分 は徴収しない

定額減税「後」の税額を7月分から翌年令和7年5月分の11ヶ月で徴収する

Question

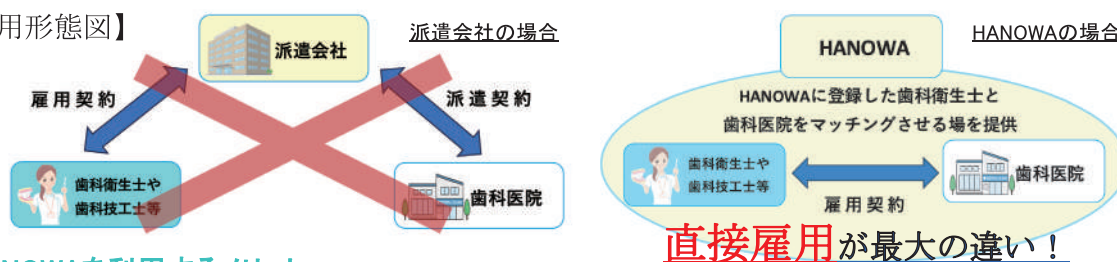
歯科衛生士の退職によりスポットで補充を考えているのですが、歯科衛生士の派遣は法律で禁止されています。そこで、「HANOWA」というサービスなら可能だと聞きましたが、派遣との違いを教えてください。

Answer

HANOWAとは、空いた時間を活用して働きたい医療従事者と人手不足を解消したい歯科医院をマッチングするサービスです。歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士といった医療従事者は、労働者派遣法で派遣行為が禁止されています。

HANOWAはあくまで、歯科医院と働き手とを紹介する場を提供しているだけなので、雇用関係は歯科医院と働き手にあり、派遣とは異なる雇用形態となります。

【雇用形態図】



直接雇用が最大の違い！

■ HANOWAを利用するメリット

①スポットでの雇用が可能

急遽、歯科衛生士を補充したい場合やスキマ時間など、医院の状態に合わせて必要な時に自由に雇用ができる。

②スポットでの勤務のため、雇用後のミスマッチが起こりにくい

常勤として勤務しないため、常勤として雇ったのにすぐに辞めてしまう、ということもありません。※双方の合意で常勤やパートとして雇用することも可能です。

③賃上げ促進税制の適用判定給与に含まれる

通常の派遣の場合は含まれませんが、HANOWAの場合は直接雇用となるため賃上げ促進税制の判定の際、給与に含めて算定します。

■ 利用する上での注意点

①歯科医院と働き手とで雇用契約を結ぶため、支払う報酬については給与課税の対象となります。 給与支払い時に源泉徴収することと、源泉徴収票の発行が必要となります。

※源泉徴収票はHANOWAのサイトより出力することが可能です。

②雇用契約を結ぶ以上、労働条件通知書や雇用契約書を用意する必要があります。

③HANOWAは日雇いの扱いとなるため、丙欄にて源泉所得税の納付をする必要があります。

【納付書記入例】

国税 収納金 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所得税額計算書		総 領収済通知書		(記入例) 11234	
区分	金額	所得	税額	所得	税額	所得	税額
32399							
俸給・給料等 (01)							
賞与(固定賞)を移す (02)							
日雇労働者の賃金 (06)							
丙欄の記入箇所		4	60000			852	

HANOWAについてのお問い合わせが多くなっております。HANOWAをご利用の場合には、給与課税の対象になることから源泉徴収と納付の義務があります。源泉所得税の納付に関係いたしますので、ご利用の際はすぐに弊社までお知らせください。

Question

開業して35年ほどたちましたが、最近体力の衰えを感じてきており5年後も診療を続けていられる自信がありません。診療時間を減らしながら3年後の閉院に向け準備していこうと思っています。

何か記事で読んだ覚えがありますが、新型コロナウイルス感染症の時に受け取った補助金や助成金、支援金は事業廃止したら返金しなければいけないのでしょうか。

Answer

■ 補助金と助成金の違い

補助金 … 事業者が社会や地域、環境などに貢献することを前提とした資金援助制度です。一定の条件や申請、審査があり採択されないケースの方が多くなっています。採択後は数年にわたり事業報告が求められます。

事業再構築補助金、ものづくり補助金（法人なり時返還必要）、持続化補助金、IT導入補助金、オンライン資格確認等導入に係る補助金 など

支援金 … 補助金の一部

事業復活支援金・一時支援金・月次支援金などの新型コロナウイルス感染症関連支援金 など

助成金 … 主に厚生労働省による雇用関係での助成金事業となっており、事業者が事業を継続するための経費負担を軽減するための支援制度です。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、感染症対策助成事業 など



事業復活支援金を申請する際にも事業継続の意思確認欄があったと思いますが、**基本的に事業継続を前提として提供された補助金や支援金、助成金は、事業を廃業する場合には返還が必要となります。**支援金申請時と廃業までの間に大幅な環境変化など明確な理由があった場合は、返還すべきかどうかの判断は補助金を管轄する機関にゆだねられます。

■ 通常の廃業の場合、返還額は残存価格相当額を上限とする

一例：事業再構築補助金 「よくあるご質問」より

補助金交付候補者の採択後の手続きについて

Q1 補助金交付候補者の採択決定後に辞退をすることはできるか。

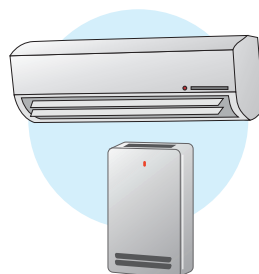
Q2 補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還が求められるのか。

A 残存簿価相当額等により、補助金交付額を上限として返還を求めます。

■ 補助金で購入した備品の処分

補助金の交付を受けて整備された施設や設備を、譲渡や廃棄することは財産処分にあたため補助金を交付した者（国庫補助金にあつては厚生労働大臣、各自治体はその自治体の長）の承認が必要。

廃業時は残存価格相当額の返還を求められることがあります。



オンライン資格確認
医療機関等向け
総合ポータルサイト

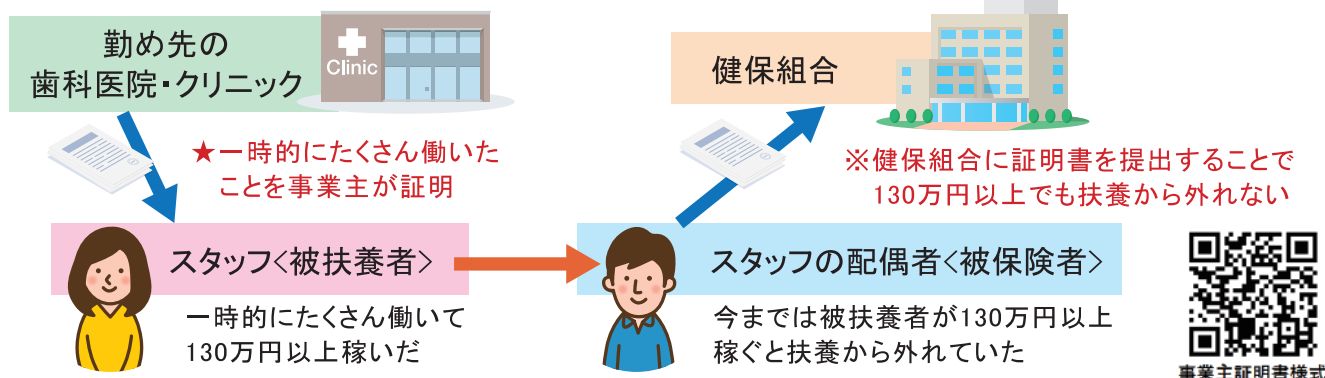


今回は年収の壁・支援パッケージ「130万円の壁編」について解説します。

年収が130万円を超えると、親や配偶者の社会保険（健康保険等）の扶養から外れ、スタッフ個人で社会保険料を支払うことになります。その為、アルバイトやパート等で働いているスタッフは仕事量をセーブします。その「130万円の壁」対策として、収入が一時的に上がり年収130万円を超えたとしても、加入している健康保険組合が扶養者の収入確認をするタイミングで**事業主が証明することで**引き続き扶養に入り続けることが可能となります。

■残業等による一時的な増収でも事業主の証明で被扶養者認定が可能

※あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則連続2回までが上限



【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒123-4567 東京都千代田区霞ヶ関1-2-3
事業所名称	霞ヶ関クリニック
事業主氏名	霞ヶ関 太郎 印
電話番号	03-0000-0000
雇用契約等により本来想定される年間収入	12,000,000 円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和6年9月から 令和6年11月まで
上記期間における当事業所での 労働による収入額（実績額）	450,000 円

事業主の証明であることの証として
社印又は責任者印等の押印

130万円未満
例. 月額10万円×12ヶ月

繁忙期などで収入限度額を超過した期間

【添付書類】雇用契約書等の写し(コピー)等

超過した期間の合計支払額

例. 9月から11月の月の給与収入が150,000円
⇒月額収入限度額(108,334円)を3ヶ月連続で超過

詳細は
厚生労働省
HPでご確認
ください

4月号で解説しましたこれらの「年収の壁」支援策は、年収の壁を意識して働いているスタッフ、人手不足により労働力の確保が急務となっている歯科医院・クリニックの両方にメリットをもたらす新しい制度ですが、2025年末までの暫定的な措置です。助成金についてご検討の際は、弊社担当までご相談ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 381 号

■発行日：2024年5月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

＜国内＞ 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人